

7 大石美雪議員

- 1 国の原子力政策でますます重くなる自治体の責務
- 2 町の大切な一次産業従事者へ支援を



1 国の原子力政策でますます重くなる自治体の責務

今年5月31日に成立したGX脱炭素電源法は、原発の再稼働審査による停止期間を運転期間から除外し、60年を超える運転延長を原子力規制委員会が原子炉等の安全性を審査し、更に経産省が認可する世界一危険な原発の再稼働を促進することになります。

泊原発から、5から6キロメートルに住む岩内町民にとっては原発特有の危険と隣り合わせの避けることのできない現実と日々の暮らしがあります。そこで、町長、議会、町職員は、憲法で保障された住民の生命、安全、財産を災害から守るために避難計画を策定し、実施する責務があります。

原発は国の政策であり、事故の際の電力事業者による加害責任は明確なのですが、住民避難は原子力規制の対象にはなっていません。原子力災害対策は、原子力基本法ではなく、災害対策基本法による防災基本計画の一分野として位置づけられていて、自治体の責務は一層重くなっています。2011年福島第一原発事故を受け、2012年に原子力規制委員会が設置されましたが、従来の防災指針を原子力災害対策指針として現在に至っています。そして、2018年の原子力規制委員会による原子力災害対策指針全部改正では、放射線被ばくに対してPAZでは、確定的影響等を回避するためを重篤な確定的影響を回避し、又は、最小化するために、UPZでは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるためを低減するために変更して、被ばくを前提とした努力目標に変えました。また、2021年4月に内閣府は自治体に対して、避難退域時検査の防護のための防じんマスク、手袋、シューズカバーなどの使用をやめ、財政支援を打ち切られている地域もある。線量計は被ばくを受けやすい人のみが使用すればよいとしました。

1986年4月チェルノブイリ、2011年3月フクシマの原発事故や、2022年3月ロシアによるザポリージャ原発への攻撃があり、岸田内閣のGX関連東電法による原発回帰と住民への防護対策や対応の後退の政策に対し、1、町民にとって原子力災害対策は一般災害とは異なると考えますが、国の原子力災害対策の問題点と町が抱える困難なことは。

2、UPZの区域では予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行うとなっていますが、今年10月25日の北海道原子力防災総合訓練を含めて、今までの訓練内容と教訓は。

3、10月の原子力防災訓練で町民25名の参加と報告。町民全員を対象に、季節で変化する風向きに合う避難訓練をして備える必要があるのではないですか。

4、ヨウ素剤使用前の問診は、予めできることではないですか。

5、原子力防災訓練ではバスを使えますが、実際の原発の過酷事故ではバスを運行して避難することは不可能ではないですか。

6、町民は毎日、365日、泊原発を見て暮らしています。風光明媚な裏積丹ですが、生きとし生けるものと自然環境への原発の影響を考えざるを得ません。数十年後、廃炉になる泊原発。原発に頼らなくてもやっていける町づくりを今から計画をたてて実行する必要があるのではないですか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、国の原子力災害対策の問題点と町が抱える困難なことはについてであります。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、原子炉建屋などに対する安全対策のあり方に加え、住民避難における屋内退避や段階的な避難のあり方、避難先、避難手段、避難経路をはじめ、事故情報の伝達体制、放射線モニタリングなど多くの課題が明らかにされたところであります。

こうした住民避難の課題解決に向け、国においては中央防災会議や原子力規制委員会などにおいて議論がなされ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、その後も様々な知見や防災訓練などの検証による改正が行われてまいりました。

また、平成28年9月には、内閣府が設置した泊地域原子力防災協議会において、北海道電力株式会社泊発電所を対象とした泊地域の緊急時対応が作成されるなど、PAZ及びUPZ13町村それぞれの防護措置の考え方、避難経路、安定ヨウ素剤の備蓄と配布方法、放射線防護資機材の備蓄体制などに加え、新たな改正では感染症の流行下における各種防護措置も具体的に示されたところであります。

こうしたことから、町といたしましては、福島事故における防災上の課題については、多くが解消されている、あるいは解消に向け進んでいるものと考えておりますが、その一方で、暴風雪や大雪時などの複合災害における避難対応や、要配慮者の方への個別避難などの課題は一定程度あり、この解消に向けては防災訓練の充実・強化や個別避難計画の作成に向け対応してまいります。

2 項めの、今年を含めた今までの訓練内容と教訓はについてと、3 項めの、町民全員を対象とした季節で変化する風向きに合う避難訓練をして備える必要があるのではないかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

北海道原子力防災総合訓練につきましては、北海道原子力防災総合訓練実施要綱に基づき、昭和63年より毎年実施されており、国、北海道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関が連携し、平成23年度までは発電所での事故のみ、平成24年度以降は台風による暴風雨、大規模な地震や厳冬期による暴風雪といった様々な自然現象との複合災害を想定し、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上及び防災意識の高揚を図ることを目的に実施してきたところであります。

それぞれの訓練の結果については参加関係機関等への事後調査を実施し、通信連携の不具合などの課題や、関係機関との協力強化による効果など、訓練の中で得られた成果や新たに確認された課題の検証が行われており、こうした検討内容等については、北海道が取りまとめる北海道原子力防災訓練実施結果報告書で整理され、これを教訓として次年度以降の訓練につなげていくことで、原子力防災対策の充実・強化を図っているものであります。

次に、町民全員を対象とした避難訓練につきましては、仕事や通学など、平日・休日にかかわらず、それぞれの事情があるため現実的に実施は難しく、また、季節で変化する風向きについても、道の訓練想定とのずれが生じ、実効性に影響が出ることも想定されるため、現時点で訓練に取り入れるのは難しいものと考えておりますが、多くの方が参加していただけるよう地域住民の原子力防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図り、原子力防災対策の充実

・強化に不断に取り組んでまいります。

4項めは、ヨウ素剤使用前の間診は、予めできることではないかについてであります。

当町における安定ヨウ素剤の間診につきましては、原子力災害対策指針に基づくUPZの区域における考え方により、岩内町は緊急配布を行うこととし、間診については、あくまで緊急配布時に行う考えであります。

いずれにいたしましても、引き続き北海道より配備された安定ヨウ素剤を町として適切に保管及び管理に努めてまいります。

5項めは、訓練ではバスを使えるが、実際の上原の過酷事故ではバスによる避難は不可能ではないかについてであります。

原子力災害時の一時移転による住民避難では、住民避難用バス確保の円滑な運用に向け、平成27年10月に北海道と北海道バス協会において、原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領を作成しており、北海道の責任において必要な運行台数を確保することとされていることから、バスによる避難は可能と考えております。

また、不測の事態が生じたこと等により、バスや人員の確保が難しい状況が発生した場合においても、自衛隊などの実動組織による各種支援を受けることとなっており、住民避難に係る補完的体制についても整備されているものであります。

6項めは、泊原発に頼らなくてもやっていける町づくりをについてであります。

本町のまちづくりを進める上での経済的基盤を支えてきたものの1つとして、原子力発電所の存在が挙げられ、これまで長きにわたり多くの雇用を生み出し、この地域の安定した住民生活の確立に寄与してきたところであり、また、立地周辺自治体として、国の制度に基づく電源立地地域対策交付金等の交付を受け、これまでも公共施設や道路の整備などのほか、教育・福祉・経済各分野においても、住民生活に直結した事業実施の一助となり、これが地域振興につながってきているのも事実であります。

私としては、町の将来に向けたまちづくりを実現するための総合的指針として岩内町総合振興計画を策定し、計画の基本理念である健やかなまちづくりの実現に向けて様々な取組を展開しているところでありますが、その上で、財政的な面も含め、決して原子力発電所への依存を前提としたものとの認識はないものの、これまでの町づくりを進めてきた経過においては、そうした岩内地域への経済効果や健全な町財政運営への影響は大きいものと考えております。

したがって、今後、人口減少が進み、自主財源である町税が減少する中においては、国や北海道からの補助制度の活用や、再生可能エネルギーの導入、クラウドファンディングの活用、町有財産の効果的な活用・処分等による新たな財源確保に向けた積極的な動きが求められており、電源立地地域対策交付金についても、これらと合わせた貴重な町の財源の1つとして、総合的な歳入確保に努めるとともに、町が目指す住み続けたいと思えるまちの実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

町民全員を対象とした避難訓練については現実的に実施は難しいとの答弁ですが、様々な要因を持って暮らしている町民全員を、工夫と知恵を出し合い優れた避難訓練の計画を立て、実行し、身につけていくことが町民の命を守ることになりませんか。

いままでの道との訓練だけでは、ただ原発を目の前にして不安が増すばかりです。また、風向きについては、道の訓練想定とのずれが生じることで難しいとの答弁ですが、実際には放射能は風の動きで移動するものなので、風向きに合わせた訓練は大切ではないですか。

【答 弁】

町 長：

1 項めの、工夫と知恵をこらし優れた避難訓練を実施するべきではないかと、2 項めの、風向きに合わせた段階的な避難訓練をするべきではないかについては関連がありますので、合わせてお答えいたします。

町としては、町民全員を対象とした避難訓練につきましては、乳児から高齢者まで幅広い年齢の方がおられる中で、仕事や通学、通院など、平日・休日にかかわらず、それぞれの事情を抱えており、全町的に日常生活を停止させ、訓練を行うことは現実的に難しいと考えております。

次に、季節で変化する風向きにつきましては、北海道の訓練想定の中で、風向きを毎年度変えるなど、様々な気象状況の変化はすでに訓練に取り入れられていること、また、原子力災害は、本町のみならず、広域的な事故になることも想定されております。そうしたことから、北海道原子力防災総合訓練は、今後行う訓練においても、町独自の訓練想定に基づいて行うものではなく、広域的に連動・連携して訓練を実施することが重要であり、こうした訓練の積み重ねが町民の命を守ることにもつながると考えております。

いずれにいたしましても、地域住民の原子力防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図り、今後も原子力防災対策の充実・強化に不断に取り組んでまいります。

2 町の大切な一次産業従事者へ支援を

近年の気候変動やロシアのウクライナ侵略、農業政策の失敗などで、日本の食料の供給が非常に不安定になっている。世界中でも食料の輸出規制は中国、インドをはじめ30か国になり、穀物価格が高騰しています。

現在、日本の食料自給率はカロリーベースで38パーセント、畜産飼料の80パーセントを輸入し、種子と肥料も90パーセント以上輸入しているので、実質の食料自給率は9.2パーセントくらいとの試算があります。そのことは、岩内町でも近くのスーパーで買い物をすると実感できる部分があります。

食料は安い国から買えばよいとする日本政府の食料安全保障は不確実なものになってきています。農水省によると2022年の日本の農業従事者の平均年齢は68.4歳で、世界一政府の保護がない状態で踏ん張っているのが現状です。

そこで、1、岩内町の農家の戸数と農業に従事している人数と平均年齢は。

2、その中で畜産、酪農の従事者数と平均年齢は。

3、漁業従事者の人数と平均年齢は。

4、岩内町内で自給自足できているものはありますか。

5、日本では、一次産業従事者の高齢化や異常気象が通常になり、政府の食料の自給率を上げる具体的な政策もない危機的な状況のなか、岩内町内でできる取組は。

6、消費者としては遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品の表示をしないなど何を食べているのか分からない現状があるので、子どもたちの食育を兼ねて農業、漁業者とのつながりを太くする取組ができませんか。

7、国の誤った政策により衰退する一次産業を、町の財政支援と企画力で立て直す考えはありますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、岩内町の農家の戸数と農業に従事している人数と平均年齢はについてであります。

2020年農林業センサスにおける本町の総農家数は29戸であり、令和2年国勢調査の産業別就業者数における本町の農業者数は110人であります。

なお、農業従事者の平均年齢については、国勢調査において年齢は公表されていないことから、平均年齢については算出できません。

2 項めは、その中で畜産、酪農の従業者数と平均年齢はについてであります。

畜産、酪農の従業者数については、国勢調査の産業別就業者数における農業者数に含まれており、その内訳については公表されていないことから、畜産、酪農農業従事者の平均年齢についても算出できません。

3 項めは、漁業従事者の人数と平均年齢はについてであります。

令和2年国勢調査の産業別就業者数における本町の漁業者数は、68人あります。

なお、漁業従事者の平均年齢については、農業従事者と同様に、国勢調査において年齢は公表されていないことから、平均年齢については算出できません。

4 項めは、岩内町内で自給自足できているものはありますかについてであります。

本町の農業における主な作物については、米、小麦、南瓜などありますが、いずれの作物においても、町内で自給自足できているものはないものと考えております。

5 項めの、政府の食料の自給率を上げる具体的な政策もない危機的な状況のなか、岩内町内でできる取組はについてと、6 項めの、子どもたちの食育を兼ねて農業、漁業者とのつながりを太くする取組ができませんかについてと、7 項めの、国の誤った政策により衰退する一次産業を、町の財政支援と企画力で立て直す考えはありますかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

食料安全保障については、国における基本的な責務であり、平成11年7月に公布・施行された食料・農業・農村基本法においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保するとしています。

本基本法は、食料安全保障と農業や食料システムの環境への対応を最重要課題として、来年度において25年ぶりの改正を目指し、現在検討が進められております。

また、農林水産省においては、こども家庭庁と連携し、食の安全保障などを題材にして、子どもたちの意見集約を行うなど、今後における法律改正や施策の検討に活用するものと伺っております。

なお、子どもたちへの食育につきましては、社会科や地理の授業の中で、学校給食において使用した地元業者が製造する麺やパン、豆腐、北海道産の食材などを取り上げたほか、広く各地の伝統的な食文化についての理解を深めるため、地域やテーマを決めて様々な郷土料理を取り入れる取組等を行っているものと伺っております。

町といたしましては、こうした国の法律や施策の動向を注視するとともに、これまでどおり日頃から漁業者、農業者からの情報収集や意見交換を行い、岩

内郡漁業協同組合やJ Aきょうわなどの関係機関と連携し、本町に即した施策を検討してまいります。

< 再 質 問 >

1、国勢調査に頼らなくとも農業・漁業従事者の平均年齢を知ることができるのではないですか。国が農業従事者の平均年齢を68.4歳としていますので、それらの年齢を知った上での対策を講じなければならないことがあるのではないですか。しかも早急に。

2、世界で一番最初に飢える国は日本と言われています。国に頼らず町民の命と一次産業を守るために検討を早め、早急な対策を取るべきではありませんか。

【答 弁】

町 長：

1 項めの、国勢調査に頼らなくても農業・漁業従事者の平均年齢は知ることができるのではないかについてであります。

農業者・漁業者数については、町が全てを把握できないことから、各種計画においても、国勢調査や農林業センサスの数値としていることから、平均年齢は算出できないとお答えしたところであります。

2 項めの、国が農業従事者の平均年齢を68.4歳としているので、それらの年齢を知った上で早急に対策を講じなければならないことがあるのではないかと、3 項めの、世界で一番最初に飢える国は日本と言われていますが、国に頼らず、町民の命と一次産業を守るために検討を早め、早急な対策をとるべきではありませんかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

食料安全保障については国における基本的な責務であり、町といたしましては、現在改正に向けて検討が進められている法律や施策の動向を注視するとともに、これまでどおり日頃から漁業者、農業者からの情報収集や意見交換を行うことにより実情の把握に努めるほか、岩内郡漁業協同組合やJAきょうわなどの関係機関と連携し、本町の振興策となる施策を検討してまいります。